

## 大学教育質保証・評価センター 利益相反に関する基準

第1条 大学教育質保証・評価センター（以下、「本センター」とする）における、認証評価委員会、評価実施チーム編成会議、評価実施チーム、意見申立審査会（以下、「各種会議」とする）の委員等及び事務局員に関する利益相反の基準を、次のとおり定める。

第2条 本センターの認証評価に係る各種会議の委員等は、大学評価を申請する大学（以下、「受審大学」とする）との間で、次の各号に該当する場合は、当該大学の評価に関する審議、議決、評価業務には従事しないものとする。

- (1) 当該大学に専任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- (2) 当該大学に兼任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- (3) 当該大学を設置する法人に役員として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- (4) 当該大学の教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており（参画予定を含む。）、又は過去3年以内に参画していた場合
- (5) その他、本センターで不適正と認める場合

第3条 管理監督的立場にある事務局員が、当該年度におけるいずれかの受審大学との間で第2条の各号に該当する場合は、当該年度におけるその職務を停止する。

2 事務局員が、当該年度におけるいずれかの受審大学との間で第2条の各号に該当する場合は、当該大学の評価業務には従事しないものとする。

第4条 この基準の改廃は、理事会が決定する。

附則

この基準は、2021年9月27日に施行する。